

納期内納付のご協力をお願いします

町税等は、町民の皆さんの安心で健康的な生活を維持するためのまちづくりを支える大切な財源です。多くの納税者の方に納期限までに町税等を納めていただいておりますが、残念ながら様々な理由で滞納されている方もいます。

【町税等の滞納解消に向けて】

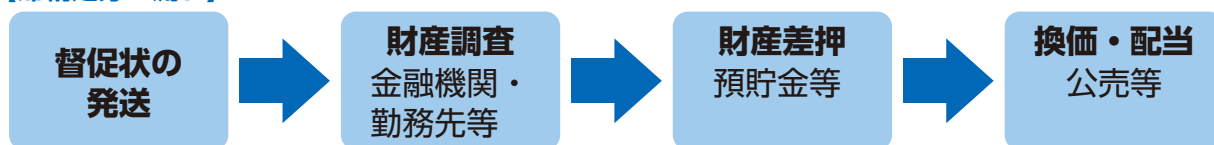
町では、督促状や催告書を送付しても応答がなく、納めていただけない滞納者に対しては「東三河広域連合」と連携して、財産調査を行ったうえで、預貯金・給与・不動産・各種保険等の差押えをはじめとする滞納整理に取り組んでいます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

単位：調定・収入額は千円

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
275,922	272,644	98.81%	276,998	274,363	99.05%	284,182	281,477	99.05%

※金額は、個人町民税、固定資産税、軽自動車税の現年分決算数値

【滞納処分の流れ】



【困ったときには、早めに相談を！】

病気や失業の影響による収入減などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務会計課へご相談ください。

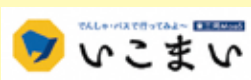
問合せ先▶税務会計課 ☎76-1814

東三河地域MaaSの 実証実験を実施します

東三河地域において、地域に密着したMaaS（マース）の導入を行う実証実験を以下のとおり実施します。
MaaSとは、Mobility as a Serviceの略で、出発地から目的地までの移動に対し、様々な移動手段・サービスを組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。

①サービス名称

東三河MaaS「いこまい」



②実証期間

2024年10月15日(火)～2025年1月31日(金)

③アプリ概要・利用方法

エリア版MaaSアプリ「CentX」の機能を活用したWeb版アプリです。
10月15日(火)9時より、右記QRよりご利用いただけます。



④サービス内容

- ①ルート検索 ※実証実験対象地域に限らず、経路検索ができます。
- ②乗車券・割引券
- ③地域の情報提供
運行情報・移動に関する情報、おでかけ情報・モデルコース、生活情報、デジタルスタンプラリー

問合せ先▶総務課 ☎76-0501

個人事業税第二期分の 納付をお忘れなく

個人事業税の第二期分の納期限は12月2日(月)です
第二期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問い合わせください。

納付場所及び納付方法

- ・金融機関、県税事務所窓口での現金払い
- ・コンビニエンスストア、MMK設置店での現金払い（※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。）
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付
- ・スマートフォン決済アプリによる納付
- ・Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキング又はATM

その他

領収証書が必要な方は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）窓口、県税事務所窓口又はコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。御希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。



問合せ先▶東三河県税事務所
☎0532-35-6127(ダイヤルイン)
Webページ▼
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu>